

仙台塩釜港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成26年3月

仙台塩釜港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成25年5月第35回宮城県地方港湾審議会
- ・平成25年6月交通政策審議会第52回港湾分科会

の議を経た仙台塩釜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 臨港交通施設計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4
その他重要事項	5
1 港湾施設の利用	5
(1) 物資補給等のための施設	5

変更理由

- 1 港内における交通の円滑化を図るため、仙台港区中野地区において、臨港交通施設計画を追加し、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 2 臨港交通施設計画の追加に伴い、仙台港区中野地区において、港湾環境整備施設計画を変更する。
- 3 官公庁船及びポートサービス船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、仙台港区中野南地区において、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設の計画を追加し、土地造成及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 臨港交通施設計画

港内における交通の円滑化を図るため、臨港交通施設を次のとおり追加する。

1-1 道路

1-1-1 仙台港区

臨港道路埠頭8号線

起点 臨港道路埠頭5号線 終点 臨港道路埠頭7号線

2車線 [新規計画]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

臨港交通施設の計画に対応して、以下の施設について計画を変更する。

1-1 仙台港区

中野地区 緑地 10ha [既設の変更計画]

既設
中野地区 緑地 11ha

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位:ha

用途 地区名		埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
仙 台 港 区	中野	(60)	(58)	(8)		(24)	(10)	(162)
		60	58	8		24	10	162
	中野南	(1)			(187)	(11)	(7)	(205)
		1			187	11	7	205

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

その他重要事項

1 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

官公庁船、ポートサービス船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり追加する。

仙台港区

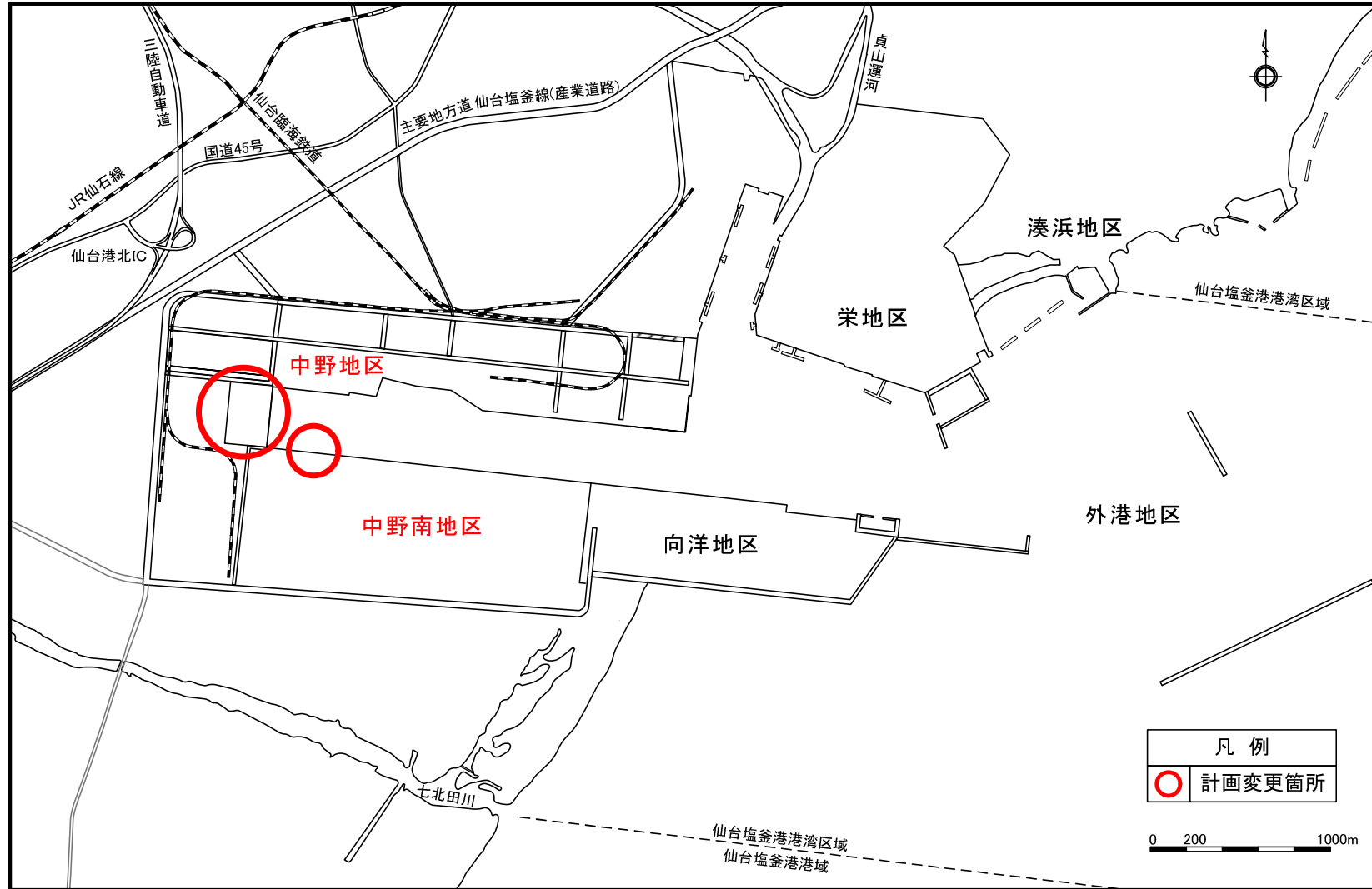
中野南地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m (物資補給岸壁) [既設]

以下の専用埠頭を廃止する。

既設
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m (専用)

仙台塩釜港港湾計画位置図(仙台港区)



仙台塩釜港港湾計画図(仙台港区)

凡例	
	航路・泊地 (既定計画)
	防波堤・波除堤 (既定計画)
	公共岸壁 (既定計画)
	物資補給岸壁 (今回計画)
	公共耐震強化岸壁 (既定計画)
	公共物揚場 (既定計画)
	専用岸壁 (既定計画)
	ドルフィン (既定計画)
	埠頭用地 (既定計画)
	緑地 (既定計画)
	その他緑地 (既定計画)
	交通機能用地 (今回計画)
	(臨港道路)
	その他道路 (既定計画)
	その他の用地 (既定計画)
	施設撤去 (既定計画)
	将来構想
	海岸保全ライン(参考)

